

用地連絡協議会部会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、千葉市用地連絡協議会設置要綱第5条の規定に基づき、部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会の会長が指定する事項について協議・検討する。

(組 織)

第3条 部会は、部会長、副部会長、及び部会員をもって組織する。

2 部会長、副部会長、及び部会員は、協議会の会長が協議会の会員より指名する者とする。

(会 議)

第4条 部会は、部会長が召集する。

(調査員)

第5条 部会は、所掌事務に関する特定事項を調査させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、部会長が指名する者とする。

(委 任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成元年12月1日から施行する。